熊本市障がい者生活プラン(素案)に関するパブリックコメントの結果について

1 目的

熊本市障がい者生活プラン(素案)について、広く市民の意見を聴取し、計画策定 に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき実施した。

- 2 意見募集期間 令和5年12月25日~令和6年1月24日
- 3 意見募集の方法

熊本市ホームページ掲載、<u>障がい福祉課窓口</u>、区役所総務企画課、まちづくりセンター(中央区まちづくりセンターを除く。)、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでの縦覧。

- 4 意見の提出状況 意見を提出された方の人数 8名 ご意見の件数(まとまりごと) 54件
- 5 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり ※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご 意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

(内訳)

【対応1(補足修正)】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 10件

【対応2(既記載)】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同

種の記載をしているもの 4件

【対応3(説明・理解)】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 21件

【対応4(事業参考)】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事

として今後の参考とするもの 12件

【対応5 (その他)】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったものフルース

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方(主なもの)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案 4~6ペー ジ	基本目標1の障がいがあることで 差別を感じたり嫌な思いをした経験について、過去5年間の検証を 行ったうえで、目標値は0%を目指すべきである。 基本目標2の障がいのある人が地域で安心は制が整っていないると思うにかのは100%でないたかのようにみられかなければならないと思う 基本目標4の本文に「障がいなければならないと思う 基本目標4の本文に「障がいでなければならないと思う 基本目標4の本文に「障がいで変生時においても障がい特性に起った支援や安全の確保…推進した支援や安全の確保…推進します。」のような表現を追記すべきと思います。	最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおりの後である事者では、目標値は当事えて20.0%とし、引き続き理解に関すべきの取組を進めてまいります。 最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり、100%である当ますが、目標がいのある当ますが、目標がいのある大力とし、障がいのある実を図っております。 ご意見のとおり、「障がいのある技術のます。 ご意見のとおり、「障がいのある大が日常らするといいである。」においてもでがいます。 ご意見のとおり、「障がいのある人が日常とはできなどのでは、いてもでがいちなどができないでもでがいちなどがにおいてもでがいちなどもにおいてもでがいちなどもにおいてもでがいちなどができる。」に修正した支援やます。」に修正したもにあいてもでないました。	対応3 (説明・理解) 対応3 (説明・理解)
	基本目標4の熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合について、過去5年間の検証を行ったうえで、目標値は100%でなければならないと思う	最終的に目指すべき姿としては、 ご意見のとおり 100%であると 考えておりますが、目標値は当事 者アンケートの結果を踏まえて 55.0%とし、現プランの検証と 次期プランに掲げる施策の推進 に取り組んでまいります。	対応 3 (説明・理解)

			-
	(4) 行政等における合理的配慮	施策の方向性「(4)行政等にお	
	の充実について	ける合理的配慮の充実」の内容	
	この項目全体を通しての表現につ	は、行政における取組であること	
	いて、「行政等、職員等、行政サー	から、民間事業者の表現は記載し	
	ビス等」の表現は民間事業者が含	ていません。より分かりやすい表	
素案	まれないと誤解されることが懸念	現とするため、「(4)行政におけ	対応 3
19ページ	されるため、民間事業者の表現を	る合理的配慮の充実」に修正しま	(説明・理解)
	追記すべきと思います。	した。民間事業者に対しては、引	
		き続き障がい者サポーター研修	
		や各種リーフレット等を活用し、	
		障がいを理由とする差別の解消	
		を推進してまいります。	
	イ選挙における合理的配慮につい	代理投票制度の周知については、	
	て	特別支援学校の生徒や保護者向	
	特別支援学校の生徒や保護者等に	けに選挙出前講座で説明する等	
	も選挙管理委員会などが「代理投	の取組を行っております。	
	票」がある事をもっと周知してほ	また、投票所の入口付近では選挙	
素案	しい。また、投票所でも「代理投票」	用のコミュニケーション支援ボ	対応 4
22 ページ	を申しでたり障害者手帳をみせた	ードを用意し、支援ができる体制	(事業参考)
	ら「代理投票」をできるようにして	をとっています。	
	ほしい。	さらに、選挙公報については、法	
	さらに、選挙公報のやさしい版を	で候補者が作成した掲載文を原	
	発行してほしい。	文のまま掲載することとなって	
		います。	
	①医療的ケア及び重症心身障がい	家族に対するレスパイトについ	
	児への支援体制の充実について	ては、同ページの「②家族への支	
	医療的ケア児及び重症心身障がい	援体制の充実」の中でご意見の趣	
	児のためのレスパイトケアと読み	旨を盛り込んでいます。	
	取れますが、厚生労働省のレスパ	なお、当該項目は、医療的ケア時	
	イトケアの在り方の報告では、本	及び重症心身障がい児の家族に	
素案	人および家族の身体的及び精神的	対する支援施策を、ソフト面の取	対応 3
34 ページ	負担の軽減を図るとなっているた	組(サービスの提供体制の充実)	(説明・理解)
	め、「医療的ケア児及び重症心身障	と、ハード面の取組(医療型短期	
	がい児が、自宅中心で地域生活を	入所の施設整備)に分けた文章構	
	営んでいくための医療型短期入所	成としております。	
	などの整備や家族を含めたレスパ		
	イトケアの充実を図ります」の表		
	現でどうか。		

	②自家用車による外出の支援につ	車いす使用者用駐車施設につい	
	いて	ては、「高齢者、障害者等の移動	
素案	「施設への車椅子駐車場整備を促	等の円滑化の推進に関する法律」	対応 4
48 ページ	進します。」等の表現を追記すべき	で定められています。ご意見につ	(事業参考)
	と思う。	いては、今後の取組に関する参考	
		とさせていただきます。	
	④NET119 やFAXを活用し	NET119 や FAX を活用した緊	
	た緊急通報の利用促進について	急通報とは、障がい者の方が	
	熊本市(消防本部)ではLive	119 番通報できる手段としてサ	
	119 を推奨していることから「N	ービスを提供しているものであ	対応 3
	ET119やFAX、Live119	り、LIVE119 とは利用目的が異	(説明・理解)
	などを活用した緊急通報の利用促	なるシステムになりますので、素	
	進」としてはいかがでしょうか。	案に記載している内容のとおり	
		とさせていただきます。	
	⑥福祉避難所の拡充及び福祉こど	福祉避難所とは、災害対策基本法	
	も避難所の整備について	に規定される災害が発生し、災害	
素案	発災直後に一次避難所で障がい者	救助法が適用された場合に、必要	
52 ページ	の判定やトリアージをする事は極	に応じ、指定避難所等での生活が	
	めて難しいと思われる。福祉避難	困難な方(要配慮者)を対象に滞	
	所や福祉こども避難所に直接避難	在させることを想定した二次的	
	できる当事者や家族の対象を広げ	な避難所です。また、福祉こども	対応 4
	るとともに、平時のうちにあらか	避難所とは、震度 6 弱以上の地	(事業参考)
	じめ登録しておき、支援学校等で	震が発生した場合又は災害救助	
	の避難訓練を近隣住民らと一緒に	法が適用された場合に開設され	
	繰り返し開催できるように避難計	る避難所です。	
	画や協定等の見直しに取り組み、	いただいたご意見については、今	
	障がい児者や家族が決して取り残	後の参考とさせていただきます。	
	されないようにしてほしい。		
	⑦災害時の生活再建に向けた支援	ご意見を踏まえて、「災害時にお	
	について	いては、障がい者相談支援センタ	
	「被災者に対し住宅確保のための	ーや NPO 法人等の関係機関・団	
	支援や相談体制を充実させます」	体と連携を図りながら障がいの	
素案	等の表現を追記すべきと思いま	ある被災者の見守りを行うとと	対応 1
53 ページ	す。(住まいが被害を受けられた障	もに、相談体制を充実させ、住宅	(補足修正)
	がい者は特に住まいの確保に課題	確保等の生活再建に向けた支援	
	が多く恒久的な住まいの確保のた	を実施します。」に修正します。	
	めには様々な支援と相談体制の整		
	備が必要)		

	T		_
素案 54 ページ	①住宅改造や改修に対する支援に	本市の障がい者住宅改造におけ	
	ついて	るリフォームヘルパー(住宅改造	対応 3
	「障がい者団体等との情報共有や	居宅介護支援員)の派遣について	
	研修等を行うことにより、リフォ	は、建築士及び理学療法士の専門	
	ームヘルパーの資質の向上を図	職に派遣を依頼しており、リフォ	
	る」や「改修に関わる関係者の資質	ームヘルパー(住宅改造居宅介護	
	の向上のために研修等を実施し、	支援員)の資質向上について、本	. 5, 5
	多様なニーズと障がいの様々な状	プランに盛り込むことは困難で	(説明・理解)
	況に応じた改修を推進する」等の	ありますが、多様なニーズと障が	
	表現を追記すべきと思います。(改	いの様々な状況に応じた改修を	
	造や改修がそれぞれの障がい者の	推進するよう引き続き努めてま	
	ニーズや課題解消により良い形で	いります。	
	つながるように)		
	③障がい者の居住支援について	「熊本市住宅確保要配慮者賃貸	
	「住宅の確保に課題を抱える方」	住宅供給促進計画」の記載に合わ	
	は「住宅の確保に配慮を要する方」	せ、「住宅の確保に課題を抱える	
	等の表現の方が望ましいと思いま	方」を、「住宅の確保に配慮を要	対応 1 (補足修正)
主安	す。(住宅確保要配慮者)	する方(住宅確保要配慮者)」に	
素案 55 ページ	また、「連携して、入居にかかる相	修正します。	
	談支援等を行います」は「連携して	また、入居にかかる包括的な支援	
	セーフティネット住宅の登録促進	を行ってまいりますので、「入居	
	や相談体制の充実を図ります。」等	にかかる相談支援等」を「入居に	
	の表現の方が望ましいと思いま	かかる支援」に修正します。	
	す 。		

※「障がいの表記について

このプランでは、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名詞等については、「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。